建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社古川組　鳥海　宣**隆**　東京都中央区明石町13―１　国土交通大臣許可（特―19）第2891号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大東工業株式会社　田中　　茂　東京都目黒区下目黒２―７―４　国土交通大臣許可（般―19）第2108号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　進日本工業株式会社　臼倉　　進　千葉県千葉市若葉区小倉町1687―10　国土交通大臣許可（般―19）第17625号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大野建設株式会社　埼玉県行田市持田３―４―３　国土交通大臣許可（般・特―18）第14144号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ほ装工事業、板金工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社竹村組　長野県松本市新橋６―12　国土交通大臣許可（般・特―21）第23336号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社桜工業　木原　要範　千葉県佐倉市城596　国土交通大臣許可（特―20）第22930号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社青柳　青柳　良吉　千葉県香取市小見川670―１　国土交通大臣許可（般―22）第23675号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日東紡績株式会社　南園　克己　東京都千代田区九段北４―１―28　国土交通大臣許可（特―22）第6125号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成24年２月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＮＳＫ株式会社　松浦　　薫　東京都千代田区九段南２―３―１　国土交通大臣許可（特―19）第8680号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。